

稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(1)～(2) 【略】</p> <p>(3) 小型風力発電設備 風力発電設備であって、そのロータの受風面積が<u>25平方メートル以上</u>で、かつ、その出力が<u>5キロワット以上50キロワット未満</u>のものをいう。</p> <p>(4) マイクロ風力発電設備 風力発電設備であって、そのロータの受風面積が25平方メートル未満で、かつ、その出力が5キロワット<u>以下</u>のものをいう。</p> <p>(5)～(11) 【略】</p> <p><u>(12) 道路 国道、道道及び市道をいう。</u></p> <p><u>(13) 最大高さ 地上と風車の最高到達点までの高さをいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(1)～(2) 【略】</p> <p>(3) 小型風力発電設備 風力発電設備であって、そのロータの受風面積が<u>25平方メートル以上200平方メートル未満</u>で、かつ、その出力が<u>5キロワット以上20キロワット未満</u>のものをいう。</p> <p>(4) マイクロ風力発電設備 風力発電設備であって、そのロータの受風面積が25平方メートル未満で、かつ、その出力が5キロワット<u>未満</u>のものをいう。</p> <p>(5)～(11) 【略】</p> <p><u>【新規】</u></p> <p><u>【新規】</u></p>
<p>(設置場所)</p> <p>第3条 事業者等は、<u>小型風力発電設備を設置するときは住宅等から100メートル以上、マイクロ風力発電設備を設置するときは住宅等から50メートル、又は設置する小型風力発電設備等の最大高さの3倍に相当する距離のいずれか遠い距離以上</u>離れた場所に設置しなければならない。ただし、マイクロ風力発電設備については、規則の定めるところにより、当該マイクロ風力発電設備の風車を支持する工作物の中心から100メートル以内の区域に居住する者並びに事業所及び学校等の管理者の同意が得られたときは、この限りでない。</p> <p><u>2 事業者等は、小型風力発電設備等を設置する場合は、近接する道路から設置する小型風力発電設備等の最大高さに相当する距離以上離れた場所に設置しなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、小型風力発電設備等の設置が安全の確保及び環境の保全の観点において市民生活に重大な影響を及ぼすおそれその他の公共の利益を著しく阻害するおそれがあると認める場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、区域を指定して小型風力発電設備等の設置を制限することができる。</u></p> <p><u>4 市長は、前項の規定により区域を指定して小型風力発電設備等の設置の制限を行う場合は、あらかじめ、その区域並びにその制限の理由及び内容を告示しなければならない。</u></p>	<p>(設置場所)</p> <p>第3条 事業者等は、<u>小型風力発電設備を設置するときは住宅等から100メートル以上、マイクロ風力発電設備を設置するときは住宅等から50メートル以上離れた場所</u>に設置しなければならない。ただし、マイクロ風力発電設備については、規則の定めるところにより、当該マイクロ風力発電設備の風車を支持する工作物の中心から100メートル以内の区域に居住する者並びに事業所及び学校等の管理者の同意が得られたときは、この限りでない。</p> <p><u>【新規】</u></p> <p><u>2 市長は、小型風力発電設備等の設置が安全の確保及び環境の保全の観点において市民生活に重大な影響を及ぼすおそれその他の公共の利益を著しく阻害するおそれがあると認める場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、区域を指定して小型風力発電設備等の設置を制限することができる。</u></p> <p><u>3 市長は、前項の規定により区域を指定して小型風力発電設備等の設置の制限を行う場合は、あらかじめ、その区域並びにその制限の理由及び内容を告示しなければならない。</u></p>
<p>(標識及び柵等の設置)</p> <p>第14条 【略】</p>	<p>(標識及び柵等の設置)</p> <p>第14条 【略】</p>

2 前項の規定により設置する柵、塀等は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 外部から立ち入れないような高さであること。

(2) 外部から発電設備に触れられない程度の距離に設置されていること。

(3) 金網等により外部から容易に立ち入れない構造であること。

(4) 出入口は、施錠ができるものであること。

(5) 外部から見えやすい位置に立入禁止を伝える看板を設置する等の構内に接近するおそれがないよう対策が取られていること。

3～5 **【略】**

(措置の確認)

第22条 市長は第20条及び第21条に基づき、事業者に対して勧告又は命令により不適切な状態を是正するために必要な措置に関して、事業者等が改善を行ったと確認したときは、その旨を事業者等に通知しなければならない。

(公表)

第23条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による命令を行った場合において、その命令を受けた者が、正当な理由なくこれに従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

2 **【略】**

(文書閲覧又は資料提供の求め)

第24条 市長は、小型風力発電設備等の事業者等を特定するために必要があると認めるときは、当該事業者等の氏名、住所その他の事項につき、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

(関係機関との連携)

第25条 市長は、小型風力発電設備等に関し、事業者等を安全かつ適切な運用又は管理に導くために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関等に必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 市長はこの条例の施行に関し必要と認めるときは、この条例に基づき取得した情報及び実施した措置等に関する内容等を関係機関等に提供することができる。

(報告及び検査)

第26条 市長は、この条例を施行するために必要な限度において、事業者等に対し、小型風力発電設備等の設置、管理及び運用に関し必要な報告を求め、又は当該職員に小型風力発電設備等の敷地に立ち入り、これを検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 **【略】**

2 前項の柵、塀等の出入口は、施錠ができるものとしなければならない。

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

3～5 **【略】**

【新設】

(公表)

第22条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による命令を行った場合において、その命令を受けた者が、正当な理由なくこれに従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

2 **【略】**

(文書閲覧又は資料提供の求め)

第23条 市長は、小型風力発電設備等の事業者等を特定するために必要があると認めるときは、当該事業者等の氏名、住所その他の事項につき、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

(関係機関との連携)

第24条 市長は、小型風力発電設備等に関し、事業者等を安全かつ適切な運用又は管理に導くために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関等に必要な措置を講ずることを要請することができる。

【新設】

(報告及び検査)

第25条 市長は、この条例を施行するために必要な限度において、事業者等に対し、小型風力発電設備等の設置、管理及び運用に関し必要な報告を求め、又は当該職員に小型風力発電設備等の敷地に立ち入り、これを検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 **【略】**

(規則への委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に設置され、又は同日前に受けた電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定に係る再生可能エネルギー発電設備である小型風力発電設備等について第3条の適用については、改正前のものによる。

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。